

令和 4 (2022) 年度科学研究費助成事業における交付条件等の主な変更点について

1. 「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）」研究者使用ルール（交付条件）」の主な変更点

令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
<p>(略)</p> <p>8 研究成果の発表</p> <p>【研究成果発表における表示義務】 8-1 研究代表者は、補助事業の成果を発表する場合には、助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければならない。特に、論文等により補助事業の成果を発表する場合には、論文等の謝辞に助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載しなければならない（「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」を含めること。）。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>8 研究成果等の発表・活用</p> <p>【研究成果発表における表示義務】 8-1 研究代表者は、補助事業の成果を発表する場合には、助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければならない。特に、論文等により補助事業の成果を発表する場合には、論文等の謝辞又は<u>所定の箇所</u>に助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載しなければならない（「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」を含めること。）。</p> <p>(略)</p>

2. 「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）」の使用について各研究機関が行うべき事務等」の主な変更点

令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
(略)	(略)
1 申請資格等の確認	1 申請資格等の確認
(略)	(略)
1-4 交付申請に当たっては、以下の点について確認すること。	1-4 交付申請に当たっては、以下の点について確認すること。
(略)	(略)
<p>④ 交付申請書に記載された研究代表者が、「海外特別研究員事業」又は「特別研究員-C P D（国際競争力強化研究員）事業」に採用（採用内定を含む。）されている者等、国や独立行政法人等が実施する国際共同研究や国際交流に係る事業において、研究費の交付を伴い、長期間にわたる海外渡航や海外での研究遂行が予定されている者でないこと。</p>	<p>④ 交付申請書に記載された研究代表者が、<u>特別研究員-C P D（国際競争力強化研究員）事業又は海外特別研究員事業</u>に採用（採用内定を含む。）されている者等、国や独立行政法人等が実施する国際共同研究や国際交流に係る事業において、研究費の交付を伴い、長期間にわたる海外渡航や海外での研究遂行が予定されている者でないこと。</p>
(略)	(略)
3 研究機関が行う事務の内容	3 研究機関が行う事務の内容
(略)	(略)
<p>3-18 研究成果を発表する場合には、次の手続を行うこと。</p> <p>① 研究成果発表における謝辞の表示 研究代表者が、論文等により補助事業の成果を発表する場合には、論文等の謝辞に助成金の交付を受けて行った研究の成果であること（「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8桁の課題番号」）を必ず記載するよう、研究代表者に周知すること。 また、研究機関のホームページや広報誌において補助事業の成果を発表する場合には、その成果が助成金の交付を受けて行</p>	<p>3-18 研究成果を発表する場合には、次の手続を行うこと。</p> <p>① 研究成果発表における謝辞の表示 研究代表者が、論文等により補助事業の成果を発表する場合には、論文等の謝辞<u>又は所定の箇所に</u>助成金の交付を受けて行った研究の成果であること（「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8桁の課題番号」）を必ず記載するよう、研究代表者に周知すること。 また、研究機関のホームページや広報誌において補助事業の成果を発表する場合</p>

った研究の成果であることを表示すること。

(略)

には、その成果が助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示すること。

(略)